

平成29年度 事業計画書

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

公益財団法人全日本柔道連盟

I. 概要

平成25年8月から取り組んできた本連盟の一連の改革は、内閣府公益認定等委員会からもその進捗状況に高い評価を得るに至っているが、今後とも、一連の改革の歩みを止めることなく、国民の期待と信頼に応えることのできる日本柔道界の真の復活を期していかなければならない。本年度も引き続き、2020年の東京オリンピックを目指した「競技面の強化」と、礼節を重んじた品格ある柔道を通じた「人づくり面の強化」の2つの課題に取り組んでいく。

競技面での強化では、昨年確立した強化指導新体制のもと、世界の競技レベルが年々向上している中で、さらなる高みへ挑戦する決意をもって臨み、国民の期待に応えていかなければならない。

人づくり面の強化では、MIND活動のさらなる充実化を図り、柔道の普遍的な価値の普及・定着化を目指していく。

また、日本視覚障害者柔道連盟との連携では、今後とも手を携え、障害の垣根を越えて日本柔道の発展に向かって尽力していく。

少柔協の活動では、本年度も引き続き「少年少女柔道教室」を全国展開し、“子どもたちの笑顔が見える少柔協”として少年少女がより楽しく安全に柔道を学べる環境を整えていく。

国際貢献事業では、外務省、協賛企業への働きかけを積極的に行い、学生ボランティア海外派遣事業、リサイクル柔道衣・畳支援事業のより充実化を図り、柔道界ならではの国際貢献を果たしていく。

柔道事故の撲滅活動では、事故の発生に際してはその態様に応じて一つ一つ原因を検証し、再発防止に努めるとともに、柔道に携わるすべての者が一丸となって安全対策に取り組むことにより、重大事故の根絶を期すべく施策を講じていく。

さらに、新設した女子柔道振興委員会の活動を通じて、柔道界のあらゆる分野において女性が活躍することのできる場の創出を図ることにより、日本柔道界の普及および発展、ひいては日本の女子スポーツの発展を目指していく。

各専門委員会及び特別委員会等における事業計画の概要は以下のとおりである。

1. 総務関係事業

- (1) 中高生の柔道競技人口の減少にみられるような中高生柔道の実態に基づき、拠点校づくりによる競技人口の増加施策等を検討、展開することにより、ひいては柔道界の競技人口の増加、発展を図る。
- (2) 収入の根底となる会員登録制度による会費収入の安定化を図り、財政基盤の強化に努める。予算執行は経費節減に努め、公益財団法人としての的確・適正に経理処理を行う。
- (3) 登録会員の現状を登録区分別・世代別・男女別に精査し、登録会員拡大に向けた施策を検討し、必要に応じて関連専門委員への諮問、並びに連携強化を図る。また、登録システムの管理およびオンライン手続きの検証と精査を行い、更なる改善を検

討し業務の効率化を推進する。

2. 大会事業関係事業

- (1) グランドスラム東京、日本ベテランズ国際大会の他、本連盟が主催、主管する国内大会においては、本委員会の委員が中心となって運営に当たり、全国各地で開催する大会には委員を派遣し、「全柔連大会運営規程」を基にした運営指導を行い、スムーズな大会運営を行うだけでなく、大会運営基準の全国統一化を推し進める。
- (2) 平成30年度以降の全国大会の日程及び会場の調整を行うと共に、参加資格・競技規則などの整備を行う。

3. 広報関係事業

- (1) 2020東京オリンピックに向けて、全柔連の中長期広報戦略について検討する。
 - ア 他競技団体や広報専門家へのヒアリング
- (2) 以下について、他委員会とも協力して、ウェブサイト（ホームページ）とSNS（フェイスブック等）のすみわけを図りつつ、より早く、より深い情報発信を行う。
 - ア 柔道の普及・発展、柔道事故防止に資するもの
 - イ 国内外主要大会の迅速な報告及び各専門委員会の活動報告
 - ウ データベース等の活用による大会結果の蓄積
 - エ その他、必要事項
- (3) 加えて、下記の活動を行う。
 - ア 広報誌「まいんど」は、内容の充実や読み易さの追求等に一層努める
 - イ 「2018年全柔連カレンダー」を作成し、各地域での普及・振興を図る
 - ウ 「柔道フェスタ」は、少柔協の「柔道教室」との違い（現役メダリストの参加等）を意識しつつ、引き続き柔道人口の底辺拡大のために開催を継続する

4. 教育普及関係事業

- (1) 柔道の指導の在り方、普及の現状などについて協議検討し共通理解を深めるとともに、柔道教室・指導者講習会を開催し、小・中学生、高校生への技術指導に加え指導者、保護者等へ安全な指導、体調管理などについての講習を行う。
- (2) 日本武道協議会との共催事業である地域社会柔道指導者研修会及び地方青少年柔道錬成大会、全国少年競技者育成事業等への講師派遣を行う。
- (3) 柔道教室等への派遣講師研修会を実施し、これらを通して柔道の普及振興を図るとともに青少年の健全育成及び指導者の資質向上に努める。
- (4) 障害のある方々の柔道についての現状調査・支援を行う。
- (5) 中学校柔道への支援、キッズ柔道への視察・支援を行い、次世代を担う子供たちに対し、柔道のすばらしさ、柔道の精神を伝えていくため、柔道教室の充実、DVD「柔道は人間教育 大人も子供も修行中」の活用、子供たちが安全に柔道を行うための指導教本の作成、柔道に関するアンケート結果の活用、海外の柔道教育現場の実態調査を行い、今後の日本柔道の普及・発展に繋げていく。

5. 審判関係事業

- (1) Aライセンス審判員研修会をはじめとする12の講習会を開催し、Aライセンス審判員だけでなくB・Cライセンスも含めた審判員の技能向上に努めていく。さらにSライセンス審判員審査、Aライセンス審判員試験及び顧問審判員の審査を行ない、審判員の拡充を図る。また、Sライセンスをはじめとする上級審判員に対し強化研修会を行い、技能向上はもちろんのこと、見解の統一を図っていく。
- (2) 平成28年12月に国際柔道連盟(IJF)が審判規定の改正内容を公開し、本年1月には改正内容の説明を中心としたIJFセミナーが実施された。これらIJFが発信した情報を精査し、国内大会における適用方法の検討や和訳、解説資料の配布、HPでの公開等、迅速に対応していく。また、改正条文が公開され次第、新たな審判規定の和訳冊子を作成すべく対応していく。
- (3) IJF主催大会をはじめとする各種国際大会へ審判員を派遣し、国際大会で活躍できる審判員を養成すると共に、IJF審判員試験に受験者を派遣し、国際審判員を充実させる。
- (4) 審判委員規定に基づいて審判委員を配置すると共に、主要大会ではケアシステムを活用しながら、審判の精度を高め、大会の充実を図る。
- (5) 改正された国際柔道連盟試合審判規定はもちろんのこと、解釈についても、講習会や研修会をはじめ、映像資料を活用しながら、全国の審判員に周知していく。また、審判員の所作についても映像資料を用いて統一を図っていく。
- (6) 平成28年度より、国内大会において主催者による試合映像記録を呼びかけてきた。今年度は映像記録だけでなく、ケアシステム導入も視野に入れた呼びかけを行っていく。

6. 強化関係事業

- (1) 本年度は、本年1月に導入したIJF新ルールへの対応を踏まえながら、8月末にハンガリーで開催される世界選手権大会において、男女合わせて金メダル7個以上を目標として選手強化に取り組んでいく。また、同時期に台湾で開催されるユニバーシアード競技大会は、オリンピック競技大会と同じ総合国際競技大会であり、2020年東京を目指せる若手有望選手を派遣して、今後に繋がる経験を積ませる。
- (2) ジュニア・カデクラスにおいては、世界ジュニア選手権大会及び世界カデ選手権大会を目標として選手強化に取り組む。2020年東京オリンピックを見据えた効果的な国際大会派遣、国内外での合宿を充実させ、海外強化合宿あるいは国際交流も実施し、次世代を狙える選手に世界の実情を肌で感じてさせ2020年に向けた若手有望選手のパスウェイを具体化させていく。
- (3) 2020年以降の選手育成を目的として、全国少年競技者育成事業、全日本小学生強化教育合宿を実施する。全国少年競技者育成事業は、本連盟が構築してきた競技者育成プログラムに基づいて実施し、全国各地のタレント発掘・育成、及び少年指導に携わる指導者の育成を目的とする。小学生の育成強化においては、発育発達そして教育的観点から学業との両立を十分に配慮していく。

- (4) 本年度もJSC委託事業及び再委託事業を受託する予定である。アスリート育成パスウェイの構築や女性コーチの戦略的な育成など、2020年東京オリンピック後も継続して活用できる強化システム・体制の構築を目指す。
- (5) 科学研究事業においては、映像分析活動をはじめ、情報、医・科学の面から選手をサポートするため、JSCマルチサポート事業スタッフやJISSの協力を得ながら、各種研究・事業を実施する。国際競争に勝利するためにもインフォメーションからインテリジェンスへの情報作成を加速させる。
- (6) 柔道MINDプロジェクトへの取り組みとしては、引き続き、強さだけではなく、品格・品性を持った柔道家を目指し「最強かつ最高の全日本強化」を目標とした選手の育成に誠心誠意、実直に取り組んでいく。強化の現場だけではなく、常日頃の言語・行動においてもMIND活動を徹底させる。

7. 国際関係事業

- (1) 主要な国際大会への派遣事業や国内で開催する国際大会および海外柔道連盟から要請のあった受入事業、並びに国際貢献活動を通じて、国際柔道連盟（IJF）やアジア柔道連盟（JUA）、東アジア柔道連盟（EAJF）および各国連盟等との連携を深め、良好な関係を構築していくとともに、情報収集や意見交換等の外交を行っていく。国際舞台における日本の立場がより強固なものになるよう活動していく。

8. 医科学関係事業

- (1) 医科学委員会では医科学の立場から柔道の安全面として外傷・障害の防止、とくに重症外傷である頭部並びに頸部外傷の発生のメカニズムの研究と防止対策、柔道指導者、柔道教育現場指導者、担当教員、柔道選手、生徒等に対する安全啓発活動を行う。また皮膚真菌症の予防に関しても、継続して研究・啓発を行う。
- (2) 強化委員会が行う国際大会への選手派遣や国内外の合宿に帯同するチームドクターの派遣をサポートし、充実した選手の健康管理、外傷・障害予防、アンチ・ドーピングの啓発等に努め、選手が最高のコンディションで試合に臨めるようにする。
- (3) 国内大会および国内で行う国際大会における救護ドクターを配置し、医科学的側面からの安全性の確保に努める。大会にドクターを配置することは、安全面において社会的要求でもあり、これに応えるため、地方における試合に参加できるスポーツドクターの人材確保を行う。
- (4) 試合の救護や選手に帯同するドクターなど医療スタッフの資質向上のため講習会などを開催し、さらに日本体育協会公認スポーツドクターやアスレチックトレーナーなどの推薦者を決定する。

9. アスリート関係事業

- (1) 連盟運営に選手の意見を反映させることを目的に、強化（男女）・視覚障害柔道・形競技の各強化選手によるミーティング・意見交換を実施し、選手の意見や提案の吸い上げを行う。

- (2) 全国規模の柔道大会において柔道の魅力を高めるPR活動を行う。また、2020 Tokyoプロジェクトとして3年後に向けて柔道の価値を高める活動を行う。

10. コンプライアンス関係事業

- (1) 本連盟を構成する全ての柔道人が、法令や規程・規則遵守の枠に満足することなく、さらに高い倫理観と見識をもって行動すべく、その推進のための様々な施策を策定し、コンプライアンスの意識向上と違反防止のための研修・教育を実施していく。

11. 指導者養成関係事業

- (1) 柔道指導者のさらなる資質向上と正しい普及発展を目的として、平成20年に指導者養成プロジェクトが発足。日本柔道の将来を見据え、指導者の指導力向上を図り、社会的な信頼度を高め、地位を確保する事を目的に、平成25年度より「公認柔道指導者資格制度」を導入した。
- (2) 都道府県におけるC指導員養成講習会およびB指導員養成講習会の講師養成を主眼とした全国指導員講師研修会を味の素ナショナルトレーニングセンターにて開催する。
- (3) 指導者に求められる責務と役割が大きく変化している現状を踏まえ、社会と現場のニーズを考慮したより良い指導者資格制度の構築について、引き続き検討する。
- (4) 天理大学にて行われるフランス柔道指導者研修会（4月下旬）において、日仏指導者交流会を開催し、指導者養成事業を通じた国際交流を推進する。
- (5) 中学校武道必修化対策WGとして、日本武道館との共催である「全国柔道（教科）指導者研修会」や「授業指導法研究事業」を実施し、保健体育科教員の授業力向上に努める。
また、スポーツ庁委託事業「武道等指導充実・資質向上支援事業」において、授業協力者の養成及び派遣事業、柔道を専門としない体育教員向け講習会等の支援を都道府県柔道連盟（協会）ならびに教育委員会と連携を図りながら進めていく。
- (6) 公認指導者が安全指導に対するより高水準の意識や知識を持つために、医科学委員会や重大事故総合対策委員会と連携し、講師派遣や教材作成等を行う。

12. 重大事故総合対策関係事業

- (1) 柔道重大事故を0にするための教養資料を作成し、指導者等に安全指導を周知徹底させるための方策を検討する。
- (2) 不幸にも事故が発生した場合は、事故調査、再発防止策を検討、発信する。
- (3) その他、申し込みがオンライン化された公認指導者賠償責任保険への加入推進を図る。

13. 女子柔道振興関係事業

- (1) 女子柔道振興特別委員会において推進した女子柔道指導者（含審判員）の比率向

上、女性幹部登用促進などの女子柔道活性化方策をさらに深化させ、柔道界のあらゆる分野において女性が活躍することのできる場の創出を図ることにより、日本柔道界の普及および発展、ひいては日本の女性スポーツの発展に寄与することを目的として事業を展開する。

14. 形競技関係事業

(1) 審査部会

国外的には、IJF形委員会と大会運営や形の規程等について協議を重ね、形の普及並びに発展に寄与していく。国際形大会に、役員や審査員を派遣し、現場での議論ならびに情報収集等を行っていく。

国内的には、国内の形審査員試験並びに審査員研修会を充実させ、よりレベルの高い審査員の育成と増員に取り組む。

(2) 強化普及部会

世界での形のレベルが益々上がる中、再び世界形選手権大会とアジア形選手権大会で全種目制覇できるように、代表組に対して万全の準備と強化を行う。

また、各形におけるレベルの底上げが重要であり、強化A組、B組及び指定組の選手に対し、強化合宿等を行い、将来へ向けて強化をしていく。

15. 総合国際対策関係事業

(1) 2017年8月にブダペスト（ハンガリー）で開催される世界選手権大会前に国際柔道連盟（IJF）の総会が開催され、会長選挙並びに会長立候補者によるIJF理事指名が行われる。当委員会としては、今年の総会において、山下泰裕委員長がIJF理事に再選することを最大の目標として取り組んでいく。

(2) IJF理事や各国連盟の関係者と積極的な交流、意見交換を行い、更に緊密な連携体制や信頼関係を構築し、世界における柔道の正しい発展に資する活動を展開していく。

16. 柔道MINDプロジェクト関係事業

(1) 礼節を重んじ、品格のある柔道家を目指す「柔道MIND」の活動について、各専門委員会および加盟団体と協力しながら、都道府県柔道連盟の参考になるような施策を策定し、啓発活動を行う。

17. 視柔連連携関係事業

(1) 全日本柔道連盟の資源（組織力、人材力など）を活用し、視覚障害者の柔道の強化、振興を図る。

(2) 2020年東京パラリンピックへの出場を目指す候補選手の国際大会での活躍を導き、東京パラリンピック成功へと繋ぐための事業、方策を最大の目的とする。

さらに、東京パラリンピック後の視覚障害者柔道において、安定した競技環境の維持を図るための諸事業・活動を展開していく。

18. 全国少年柔道（少柔協）関係事業

- (1) 少柔協は、平成27年7月3日の実質的な発足以来、平成27年度は全国47都道府県で20ヶ所、平成28年度は25ヶ所の「少年柔道教室」を開催、全柔連として支援・助成を行った。平成29年度（本年度）は、過去2年度において開催実績のない県での開催を押し進め、前年度同様の約25ヶ所での開催を予定している。こうした「少年柔道教室」の開催計画を助成し、日本柔道の基盤である少年柔道の普及と定着率の更なる向上・振興を目指すことで、全国に少柔協の支部組織が構築され、少年柔道に向けて活発な活動が期待される。
- (2) 少柔協の核となる実行部隊の「中央委員会」内に3つのワーキンググループ会議（①柔道教室WG、②指導充実WG、③試合のあり方WG）を設置し、全国各地での少年（小学生および未就学児）柔道の取り組み策を支援する。

II. 活動計画

1. 総務委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 4回（5月、8月、11月、2月）
- (2) 企画部会 2回（5月、2月）
- (3) 財政部会 2回（5月、2月）
※ 2月～予算ヒアリング
- (4) 登録部会 2回（5月、11月）

【活動計画】

- (1) 中高生柔道の実態に応じた振興施策の展開と部活動の活性化
地域における中高生柔道の実態に応じた振興施策を展開するほか、「部活動指導員」をはじめ、部活動指導者への外部人材の登用施策に積極的に参加することにより、部活動の活性化を目指す。
- (2) 表彰制度の透明性の確保
外部団体からの表彰推薦依頼に対しては、速やかに候補者を選出し、選考に当たっては十分な検討と透明性を確保した選考を行う。
- (3) 健全な事業運営と適正な財務管理
公益財団法人として健全な法人運営に努め、事業計画に基づく予算執行と適正な経理処理、財務管理を行う。
- (4) 登録推進事業の展開
登録人口の現状を登録区分別・世代別・男女別に精査し、加盟団体および他の専門委員会と連携し、具体的な登録会員拡大施策を検討していく。
- (5) 登録システムの活用方法の検討と改善
オンライン登録手続きの検証を行い、改善点や効果的な活用方法などを検討し、

今後の更なる事務手続きの簡素化および利便性の高い活用システムの構築へ繋げるとともに、全柔連会員のために登録業務の効率化を促進する。

2. 大会事業委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 5回（5月、7月、9月、12月、2月）
- (2) 小委員会 4回（必要に応じて）

【活動計画】

(1) 国際大会の運営

下記の2大会において、国際柔道連盟等の規則に則った競技運営を行っていく。

- ①日本ベテランズ国際大会（6月白浜町総合体育館）
- ②グランドスラム東京（12月東京体育館）

(2) 国内主催大会の運営

下記の18主催大会において、「全柔連大会運営規程」に則った運営及び指導を行い、大

会を成功させると共に、国内における大会の大会運営基準を統一化していく。

- ①全日本柔道選手権大会
- ②皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ③全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ④講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- ⑤全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑥全日本カデ柔道体重別選手権大会
- ⑦全国教員柔道大会
- ⑧全国高等学校柔道選手権大会
- ⑨マルちゃん杯全日本少年柔道大会
- ⑩全国少年柔道大会
- ⑪全国高等学校柔道大会
- ⑫全国小学生学年別柔道大会
- ⑬全国中学校柔道大会
- ⑭国民体育大会柔道競技
- ⑮全国高等学校定時制通信制柔道大会
- ⑯近代柔道杯全国中学生柔道大会
- ⑰全日本少年少女武道錬成大会
- ⑱全日本柔道形競技大会

(3) 委員の派遣

地方で開催される大会に委員を派遣し、運営の指導及び補助を行う。

- ①全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ②全日本カデ柔道体重別選手権大会
- ③全国小学生学年別柔道大会
- ④国民体育大会柔道競技

(4) 全柔連大会運営規程の見直し

平成26年度までに国際柔道連盟（IJF）における現行の大会運営規則に則った大会運営マニュアルを作成し、配布すると共に浸透を図ってきた。今後は全柔連大会運営規程を現行のIJF規則に則った内容にすべく改正していく。

(5) 大会企画に関する検討

ア 大会規則の検討

各大会の参加資格、競技方法、シード基準・抽選方法などの問題点を検討し、大会の充実を図っていく。

イ 日程及び会場の調整

平成30年度以降の大会の日程及び会場を調整し、大会の充実を図っていく。

- ウ 各種大会における形の演技推進
各種大会における進行の中に形の演技を組み込めるよう推進していく。全柔連主催大会はもちろんのこと、他の主催団体にも働きかけを行っていく。
- エ 地区選出人数の見直し
地区選出選手で行われている大会における各地区の選出人数を過去のデータなどを参考に随時見直しの検討を行っていく。
- オ 託児施設の設置
関係者が参加しやすい大会を目指し、大会会場内に託児施設を設置すべく他委員会と協力し、推進していく。
- カ 大会会場の美化
近年、大会終了後、会場でのゴミ等に関する問題が表面化しているため、参加者、観客等への呼びかけを含め、会場美化方法の検討、実践をしていく。
- キ 国体でのイベント事業実施
平成28年度の岩手国体において、はじめて国体会場における当該競技の普及振興活動としてのイベント事業を本委員会が中心となって実施した。開催地を含め、運営側、参加側共に好評であったため、今年度以降も開催地と協力の上、継続していくこととした。内容としては世界選手権メダリスト等のトップ選手と大会事業委員を派遣し、来場者とのふれあいや技の披露等を実施する。
- ク 柔道衣検査の徹底
平成27年度から改正された柔道衣に関する規則が全柔連主催大会では今年度より完全実施となることに伴い、大会当日の柔道衣検査に大会事業委員が立会い、選手間の公平性を保てるよう徹底する。
- ケ 大会における監督の指導者資格確認
平成28年度より、大会に参加する監督の資格として、全柔連指導者資格所持が義務付けられることとなった。平成28年度の大会における反省や課題を踏まえて混乱が生じず、円滑に参加申込時の確認および大会当日の会場での確認を実施していく。特に試合場入口では大会事業委員を配置して確認を徹底していく。
- コ その他
大会を運営及び視察し、改善点や問題点を検討していく。

3. 広報委員会の活動計画

【会議の開催】

- ・方針：メール等の活用を図り、全員が物理的に集まる会議の開催は極力減らす。
- (1) 全体会議：3回程度（①方針論議、②中間点検、③期末点検と次年度方針）
- (2) 広報企画部会（広報戦略、カレンダー、柔道フェスタ等）：必要に応じ2回程度
- (3) 情報部会（まいんど、HP等）：必要に応じ2回程度

【活動計画】

- (1) 広報関係事業

ア 全柔連の中長期広報戦略を検討する。

(ア) これまでの広報体制の振り返りと自己評価。

(イ) あるべき姿(目標)の提示。

(ウ) 広報体制の優れている他競技団体や広報専門家へのヒアリング。

イ 広報誌「まいんど」を発行する。

(ア) 発行回数は年4回(11～14号)、ページ数は40頁を継続。

(イ) 配布先は、全柔連登録団体、スポンサー、(特別)賛助会員、各都道府県柔道連盟(協会)、役員、柔道整復師会等とし、さらに全柔連主催の主要大会会場において有料入場者に限り配布する。(各号約5万部)

(ウ) 発行に当たり、柔道に携わる全世代の人が読み易いものを追求する。

(エ) 制作に当たり、広報委員会の委員だけでなく、すべての専門委員会のご協力をいただき、オール全柔連で知恵をしばった内容とすべく努力・工夫する。

ウ 「2018年全柔連カレンダー」を作成する。

(ア) 前年度の反省を踏まえ、早めに制作に着手する。(完成目標:12月初旬)

(イ) 配布先は、全柔連登録団体、スポンサー、(特別)賛助会員、各都道府県柔道連盟(協会)、役員、柔道整復師会等とする。(約1.2万部)

エ ホームページとSNSを定期的に更新する。

(ア) 2020年東京オリンピックに向けて、柔道に対する関心を高めてもらうため、マスコミや国内外の柔道ファンに対し、積極的に最新情報の発信を行う。

(イ) 大会結果等の情報の蓄積を、データベース等ホームページの充実を図り対応していく。

(2) 企画関係事業

ア 「柔道フェスタ」を開催する。

(ア) 少柔協事務局と連携し、少柔協の「柔道教室」との違い(現役メダリストの参加等)を意識しつつ、企画立案する。

(イ) 前年度同様、柔道人口のすそ野拡大を目的とする。

対象者:小学生以下の子供と保護者。(未経験者、初心者の参加数を増やす。)

時 期:11月5日(日)

場 所:新潟県

回 数:年1回

(3) その他の事業

主要大会、イベントにおける報道対応等の担当として委員、大会カメラマンを必要数派遣する。

ア 全日本選抜柔道体重別選手権大会(福岡国際センター)

イ 全日本カデ柔道体重別選手権大会(なみはやドーム)

ウ 皇后盃全日本女子柔道選手権大会(横浜文化体育館)

エ 全日本柔道選手権大会(日本武道館)

オ 全国少年大会(講道館)

カ 全日本ジュニア体重別選手権大会(埼玉県立武道館)

- キ 講道館杯全日本体重別選手権大会（千葉ポートアリーナ）
- ク グランドスラム東京（東京体育館）
- ケ 世界選手権 帰国会見（都内）
- コ 新年会

4. 教育普及委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議（3回実施予定）
- (2) 委員長、副委員長会議（5回程度予定）※必要に応じて実施。
- (3) 生涯柔道WG、子供柔道WG、プロモーション柔道WG、安全柔道WGの各部会を必要に応じて実施。

【活動計画】

- (1) 柔道教室・指導者講習会の開催
中学生、高校生への技術指導に加え指導者、保護者等への講習会などを行う。
全国14ヶ所にて実施する。
（福井県、兵庫県、千葉県、長野県、長崎県、新潟県、秋田県、東京都、香川県、青森県、山口県、石川県、山形県、沖縄県）
- (2) 地域社会柔道指導者研修会への講師派遣
日本武道協会との共催事業、以下の5ヶ所にて実施する
（山口県、兵庫県、島根県、鳥取県、岡山県）
- (3) 地方青少年柔道錬成大会への講師派遣
日本武道協会との共催事業、以下9ヶ所にて実施する。
（沖縄県、石川県、山口県、茨城県、和歌山県、島根県、福井県、宮崎県、青森県）
- (4) キッズ柔道支援
旅費・謝金の支援、視察員派遣（3ヶ所）・運営に関する調査と研究（会議等）・柔道衣の管理・発送等
- (5) 柔道教室の充実
改革改善プロジェクトにおいて推進している内容について、現在行っている柔道教室など各種講習会で指導する講師たちに周知していく。
また、柔道教室の際には現地講師、保護者へも周知していく為、柔道の良さをアピールするための映像教材として、講道館少年柔道夏期講習会の様子を収録したDVD（基本動作・受け身・礼法・形等を通じて、柔道精神やマナーを学ばせるための資料）を今後は指導者を始め、柔道を学ぶ子供たちや、その保護者はもちろん、多くの方々に見ていただくため、活用していく。
- (6) 派遣講師研修会の実施
中学生以上を対象とする「柔道教室」等への派遣講師の指導力向上ならびに安全指導等の講習を2地区【東京・大阪】で行う。
- (7) 柔道教育現場の実態調査

柔道教育の現場を実際に現地へ出向き、そのメカニズムや教育システムを調査し、今後の日本柔道普及・発展に繋げていく。さらに、高等学校での柔道授業・部活動等の実態を解明するため、「アンケート調査」を実施する。

5. 審判委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 審判委員会 4回（5月、9月、12月、2月）
- (2) 選考審査部会4回（5月、7月、12月、2月）
- (3) 委員長・副委員長会議（大会の前後で年間4回程度実施）
- (4) 小委員会（必要に応じて行う）

【活動計画】

(1) 審判員研修会・講習会の実施

審判員研修会及び審判員講習会を実施し、審判員の技術向上に努めていく。

- ① Aライセンス研修会（東京都・大阪府）
- ② 地方審判員講習会（8ヶ所予定）
- ③ 大会前日講習会（インターハイ、国体）
- ④ Aライセンス試験前日講習会（5ヶ所）
- ⑤ 審判員強化研修会

(2) Aライセンス試験の実施

全国各地で開催される地区ジュニア体重別選手権大会において、Aライセンス審判員試験を実施し、審判員の養成に努める。

試験は5ヶ所において1泊2日の日程で実施し、初日に講習会及び学科試験、2日目に実技試験を行なう。

(3) 審判委員の派遣

下記大会へ審判委員を派遣し、ケアシステムを用いて試合の円滑な運営に努める。

- ① 全日本カデ柔道体重別選手権大会
- ② 皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ③ 全日本柔道選手権大会
- ④ 全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ⑤ 全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑥ 国民体育大会柔道競技
- ⑦ 講道館杯全日本柔道体重別選手権大会

(4) 審判員の審査

下記大会へ選考審査部会員を派遣し、国内大会の審判員選考をはじめ、国際大会派遣審判員、Sライセンス審判員等の選考のための審判員技量の審査を行う。

- ① 皇后盃全日本女子柔道選手権大会
- ② 全日本柔道選手権大会
- ③ 全日本カデ柔道体重別選手権大会

- ④全日本選抜柔道体重別選手権大会
- ⑤全日本ジュニア柔道体重別選手権大会
- ⑥講道館杯全日本柔道体重別選手権大会
- (5) 国際審判員の養成
 - ① I J F 公式大会をはじめ、各種国際大会へ審判員を派遣し、国際大会で活躍できる審判員の養成に努める。
 - ② I J F 審判員試験のうち、コンチネンタルへ3名（うち1名女性）、インターナショナルへ1名の受験者を派遣し、国際審判員層の充実を図る。
- (6) 審判教材の作成

実際の試合映像を用いてDVD等の映像資料を作成し、講習会等で活用して審判員の技能向上に努めていく。

6. 強化委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 男子委員会 7回（4月2回、7月、9月、11月、12月、3月）
- (2) 女子委員会 7回（4月2回、7月、9月、11月、12月、3月）

【活動計画】

- (1) 国際総合競技大会（JOC派遣大会）への派遣
 - ア ユニバーシアード競技大会
- (2) 国内強化合宿 合計34件（JOC選手強化NF事業）
 - ア 男子 シニア9件、ジュニア5件 計14件（個別分散合宿を含む）
 - イ 女子 シニア9件、ジュニア5件 計14件（個別分散合宿を含む）
 - ウ ジュニアブロック合宿 5件（山形、栃木、兵庫、広島、福岡）
 - エ 小学生合宿 1件（NTC及び講道館）
- (3) 国際大会派遣 合計40件（JOC選手強化NF事業）
 - ア 男子 シニア13件、ジュニア7件 計20件
 - イ 女子 シニア13件、ジュニア7件 計20件
- (4) 海外合宿 合計11件（JOC選手強化NF事業）
 - ア 男子 シニア5件（3）、ジュニア5件（4） 計14件（個別分散合宿を含む）
 - イ 女子 シニア5件（3）、ジュニア5件（4） 計14件（個別分散合宿を含む）

（ ）内の数字は大会に付随して行なわれる合宿の件数

※JOC選手強化NF事業については、助成金額内定後に見直しを行う。

- (5) 全国少年柔道競技者育成事業（JSCスポーツ振興くじ助成事業）

将来のタレント発掘及び育成を目的として、一貫指導システムによる全国少年柔道競技者育成事業を全国10地区において下記の通り実施する。

	地区	開催地	対象	開催日	参加人数
1	北海道	札幌市	小学生	12月3(土)~4(日)	指導者8名 選手65名

2	北海道	札幌市	中学生	1月26(金)～28(日)	指導者8名 選手60名
3	東北	岩手県久慈市	小学生	7月16(土)～18(月)	指導者30名 選手90名
4	関東	埼玉県上尾市	小学生	7月24(月)～26(水)	指導者35名 選手84名
5	東京	文京区	小学生	日帰り合宿を5回程度開催	指導者16名 選手84名
6	東京	文京区	中学生	日帰り合宿を5回程度開催	指導者16名 選手185名
7	北信越	長野県上田市	小学生	9月17(土)～19(月)	指導者35名 選手75名
8	東海	愛知県蒲郡市	小学生	7月16(土)～18(月)	指導者30名 選手96名
9	東海	愛知県豊田市	中学生	1月7(土)～9(月)	指導者30名 選手96名
10	近畿	奈良県五條市	小学生	9月17(土)～19(月)	指導者30名 選手96名
11	中国	広島県広島市	小中学生	7月29(土)～31(月)	指導者20名 選手100名
12	四国	高知県高知市	小学生	6月24(土)～25(日)	指導者15名 選手60名
13	九州	熊本県阿蘇市	小学生	9月17(土)～19(月)	指導者32名 選手192名
14	九州	熊本県阿蘇市	中学生	10月8(土)～10(月)	指導者32名 選手120名

(6) J S C 委託及び再委託事業

ア アスリートパスウェイの戦略的支援委託事業

各地区のタレントを全日本強化選手（ナショナルタレント）に引き上げるための強化拠点（ナショナルタレントハブ）を整備することを目的として、中学生及び中学校指導者を対象に下記の事業を実施する。

- ①地区合宿 5回（5地区で各1回）
- ②全日本合宿 1回
- ③海外研修 1回
- ④指導者管理システムの構築

イ 有望アスリート海外強化支援委託事業

J S Cよりターゲットアスリートに認定された男子66kg級阿部一二三選手、女子57kg級芳田司選手を2020年東京及び2024年オリンピック大会での活躍を目的として、海外において積極的かつ戦略的に強化するための国際大会及び国際合宿への派遣を行う。また両選手に関わる全日本及び所属の指導者の資質向上を目的とした研修等も実施する。

ウ 女性エリートコーチ育成プログラム再委託事業

全日本で活動する女性コーチを対象として、コーチングの実践的学習と基礎知識の獲得の2本立てのプログラムを策定し、女性エリートコーチを戦略的に育成していく。合わせて、各事業へのアドバイザーの帯同や育児サポートなどのサポートシステムを構築し、女性コーチが活動しやすい環境を整備する。

(7) 大会視察

ア 国内大会視察

国内有望選手の発掘を目的とし、全日本カデ大会、インターハイ、全国中学校大

会等へ視察員を派遣する。

イ 国際大会視察（JOC選手強化NF事業）

2020東京オリンピックを見据え、主要国際大会等にJOC強化スタッフを派遣し、諸外国の情報の収集及び分析を行い、競技レベルの向上を図る。

(8) 科学研究事業

ア 体力測定

強化選手および全国中学校大会出場選手への体力測定に加え、小学校高学年の測定を行う。測定結果は、選手、サポートスタッフ、所属へフィードバックし、科学的見地から身体的弱点の克服や、ケガの予防、強化指導等を行なう。小学生のデータについては、今後の選手発掘・育成のための基礎資料として蓄積していく。

イ 映像情報分析活動

各種大会での試合映像を分析し、強豪選手の傾向、審判の傾向、試合審判規定の改正点や解釈の変更等に焦点をあてた分析・研究を行い、迅速にフィードバックする。

ウ トレーニング、リハビリ、怪我予防

体力測定などの結果を基に強化選手へのトレーニングメニュー等を作成、処方するとともに、トレーニングネットワークを構築し、強化選手が何処にいても全日本と同様のトレーニングが実施できる体制を整える。また、合宿、海外遠征にはトレーナーを帯同させ、トレーニング指導や、ケガをしている選手へのリハビリ指導を行なう。

エ 研究成果報告書

「柔道科学研究」「全中体力測定報告書」を発刊、関係者に配布、科学研究部としての活動報告とするだけでなく、科学研究部において研究した情報を広く世間に提供する。

オ 柔道競技の運動強度定量化プロジェクト

柔道の競技力向上を目指す大学柔道選手を対象に、様々な稽古中の心拍数を計時的に追跡し、柔道競技の運動強度を定量化する。最終的には「柔道」の運動強度特性に基づくトレーニング方法の開発を進め、競技力向上に資する知見を集積していくことを目指す。

カ 選手のコンディショニング

メディカルチェックデータを基に選手の体調管理を行うとともに、コンディショニングチェックの指標を作成して現場に活かしていく。また、前日計量に対応すべく、減量方法および計量から試合までのリカバリー方法についての研究と具体策を講じていく。メンタル面においては、DIPCA.3を実施し、選手の心理的競技能力（精神力）の強さを評価し、選手の特性を把握する。また、メンタルトレーニングの必要性を検討するための基礎的情報をコーチに提供する。

キ 情報データベースの改善

既に稼働している国内ポイント算出システム等を改善し、精度を高めていく。

ク メダルポテンシャル要因の抽出に関する研究

柔道競技アスリートの将来予測は少なくとも高校期以降でなければ難しいとの指摘がなされていることから、将来性を加味したジュニアアスリートの発掘や選考が実施されていない。この課題を解決するために、オリンピックのメダリスト等、国際レベルにあるエリートアスリートの「幼少年期の運動・スポーツ活動状況」、「専門的な競技開始年齢」、「指導者との出会いや競技環境」、「体力、技術、および競技パフォーマンス（記録）の変遷」、「ピークパフォーマンス到達年齢、およびハイパフォーマンスの維持年数」、さらには「パーソナリティ」や「養育者のスポーツ観」などに関する量的・質的な説明変数を抽出し、エリートアスリート発掘に資するエビデンスを蓄積していく。

7. 国際委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 3回（5月、10月、2月）
- (2) 分科会 2回

【活動計画】

- (1) 8月に行われる世界選手権大会や、IJF主催大会、アジアで開催されるJUA主催大会、その他主要な国際大会へ役員を派遣するにあたり側面的なサポートを行う。今年度はIJF、JUA共に総会が開催されるため、それらの会議に向けての情報収集や、2017年1月からIJFが試験的に導入している審判規定に関する意見交換等を行っていく。
- (2) 今年度は、6月に日本ベテランズ国際柔道大会（和歌山）、12月にグランドスラム東京の2つの国際大会を日本で開催する。これらの大会成功に向けて、大会に関する事前の情報発信、エントリーを含む各国連盟との連絡ならびに取りまとめ、その他必要な作業を行う。大会期間中には、VIP役員、各国連盟役員・コーチと国際交流等を充実させ、国際委員会として大会の成功により貢献していく。
- (3) 日本での強化練習を希望する海外のナショナルチームに対して、受入に関する対応を行っていく。特に世界選手権大会前、グランドスラム東京前後、大陸選手権前は受入要請が集中するため、国際合宿の開催についても企画していく。これらの受入事業については、強化委員会や実業団柔道連盟と情報を共有し、海外チームと日本チームの双方にとって有益なものになるようにしていく。
- (4) 国際委員会では、年3回の本会議開催を予定している。また、各分科会も適宜行い、それぞれの分野での協議、対応策を講じる。
- (5) 海外における講習会等の派遣事業に関して、指導者の人選や派遣事業の調整を行っていく。また、強化の派遣しない大会に関して、大学等への通知および斡旋等を行い国際交流を促進する。
- (6) ホームページやSNS、まいんど誌等を通じ、柔道に関する国際交流の最新のニュースなどを発信していく。また、他委員会との連携を深め迅速な情報の共有を図る。
- (7) Sport For Tomorrowの事業に対して、国際委員会としての働きか

けを行っていく。

- (8) 学生ボランティア海外派遣事業や外務省と協力した指導者派遣、リサイクル柔道衣および畳等の開発途上国むけ資材供与などの国際貢献事業を通し、世界の益々の柔道の発展へ寄与する。

8. 医科学委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 2回
- (2) 必要に応じて適宜委員などを招集または電子媒体を通じた会議を行う
 - ア 該当年度の決定した事業計画、予算から事業分担などの決定
 - イ 医科学分野における必要な審議
 - ウ 他の委員会から要請された事業の分担決定

【活動計画】

(1) 啓発活動

柔道に発生する頭部外傷、頸部外傷（頸椎・頸髄損傷）、四肢の外傷、熱中症に対して医科学の立場から外傷調査、分析を継続して行うとともに、これらの予防のために全日本柔道連盟の中にある重大事故総合対策委員会や指導者養成委員会と、さらに日本体育協会、スポーツ振興センターやスポーツ安全協会などと連携をとりながら専門家の立場として講習会や研修会などにおいて啓発活動を行う。そのために外傷発生のメカニズムや予防に対する研究を行い講師の知識の向上や最新の分析結果を提示できるようにする。また、医科学の立場から引き続き関連した行政機関に呼びかけていきたい。また、真菌症（トンズランス）の感染状況の調査では、高感染率が判明していることもあり、しかも非顕性や若年者への感染が明らかとなっている。引き続き、今年度も柔道選手における発生状況の把握や真菌症の知識を広めると共に予防活動を精力的に行なう必要がある。柔道の研修会や合宿・大会等の機会を捉えての啓発活動を続けていく。

(2) 大会救護活動の実施(平成29年度大会事業計画に基づく)

柔道大会において、医科学委員による救護ドクターとしての活動を発展させ、医学的な面からの安全性の確保を行なっていく。2019年世界選手権、2020年東京オリンピックに向けて若手医師、学生、アスレティック・トレーナーを中心に救護担当者の技術、技量の向上と正確な判断ができるように講習会の開催や国際大会（グランドスラム）を通じた救護講習および現場研修を実施する。

(3) 大会や合宿への医師の帯同（チームドクター）とアンチドーピング活動

医科学委員会では、強化委員会の要請に基づいて医科学委員であるスポーツドクターを選手団に帯同させ、チームドクターとして国際大会、合宿での選手の健康管理、外傷や障害の予防、治療等を行なう。さらにアンチ・ドーピング部会が中心となり、アンチ・ドーピングの理解と啓発に努め、選手が最高のコンディションで試合に臨めるように活動する。

(4) 柔道に対する医科学研究

柔道に関連した医科学研究を発展させ、選手の健康管理、外傷や障害の予防、治療等に貢献できるよう医科学委員の研究を推進する。2017年度の研究計画は以下のとおりである。

- ア 柔道健康体操における安全性と効果に対する検討
- イ 受身による防護挙動のスキルマッピングに関する研究
- ウ 会場ドクター活動の実態評価
- エ 交代浴が合宿期間中の大学柔道選手の睡眠に及ぼす影響
- オ スポーツ少年団に入門した柔道初心者に対する小児用投げ込み人形の効果
- カ 大学柔道選手における T. tonsurans 感染症の罹患状況の調査と対策
- キ 頸部外傷予防のための動作解析

(5) 柔道医科学研究会の開催（2017年11月30日予定）

柔道に関するスポーツ医科学研究発表の場として研究会を開催し医科学研究を発展させ、国内における柔道スポーツ医科学の発展と交流を図る。さらに International judo symposium を同時開催とすることで海外からの参加に門戸を開き、日本から世界に発信できる研究を推進する。平成29年度においてはグランドスラム東京大会前（2017年11月30日）に開催する予定である。

(6) 大会救護講習会の開催（7月末予定）

国際大会、全国大会や地区大会など様々なレベルにおける柔道の試合における医学的知識や対処の標準化のため、全柔連主催大会において救護者として参加を希望される方（医師、看護師、柔道整復師等）に救護講習会を開催する。特に脳振盪の判断（試合継続の可否）や頸部外傷を疑う時の対応、救護で最も対処すべき事由である出血の処置（手袋着用の推進）、試合救護における知っておくべき審判規定の講習会を新規に開催する。

(7) 柔道にかかわるスポーツドクターの発掘

競技会の救護担当や日常の診療における柔道選手の健康管理や外傷・障害の治療に当たるスポーツドクターの確保や連携を強化するため、医学系学生柔道連盟加盟大学の部長、師範、コーチ、OB、主将や柔道経験者で医師となっている方々を把握する。今後、競技会時の救護や外傷障害の治療だけでなく全国や地方の講習会の講師や、強化事業への帯同、アンチドーピング活動が全国的にできるようにする。

(8) 日本体育協会公認スポーツドクター、アスレティックトレーナー受講者の推薦
本委員会において、推薦者を協議の上順列をつけ、所定の機関に推薦する。

9. アスリート委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 4回
- (2) 委員長・副委員長会議、分科会 4回
- (3) 各カテゴリー選手間のミーティング 4回
 - ア 強化男女各 1回

- イ 視覚障害柔道 1回
- ウ 形競技 1回

【活動計画】

(1) アスリートミーティング

強化（男女）、視覚障害柔道、形競技の各強化合宿時などにアスリート委員が出向いてのミーティング・意見交換を実施。アンケート・聞き取り形式等で現場選手の声を吸い上げ、それを委員会内で精査し、必要に応じて連盟執行部、事務局、コーチサイドに改善を求める等、選手と組織の橋渡しを行う。

(2) 大会時のファン対象イベント

来場者の満足度向上のため、全日本選抜体重別選手権大会（4月）、グランドスラム東京大会（12月）において、日本代表柔道衣を着ての記念撮影ブースの出展や、著名選手によるサイン会などのイベントを実施する。

(3) 柔道の価値向上のための事業

2020Tokyoプロジェクトとして、柔道への理解促進、価値向上を図る活動を行う。

10. コンプライアンス委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 2回（5月、2月）
- (2) 部会 4回（各四半期内に随時）
- (3) その他 メーリングリストによる意見交換・意見集約。

【活動計画】

- (1) 各種研修会、講習、大会等において、平成27年度に作成した「暴力・体罰・セクハラ問題を学ぶためのガイドブック」を活用し、コンプライアンス問題のさらなる意識浸透を図る。
- (2) 北海道・九州等の遠隔地に委員を派遣し、当該地域の指導者に対し、暴力・セクハラ問題について研修を実施する。
- (3) 各都道府県柔道連盟（協会）のコンプライアンス担当役員と連携を密にし、問題事案の早期発見・早期解決に努める。

11. 指導者養成委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 2回
- (2) 指導者資格制度WG 5回
- (3) コーチ教育交流WG 2回
- (4) 中学校武道必修化対策WG 2回

(5) 中央指導者資格審査委員会 1回

【活動計画】

(1) 「指導者資格制度WG」

ア 指導者資格制度の充実に関する活動

(ア) 指導者資格マニュアル(仮)の作成

指導者資格制度に関する分かりやすいマニュアルを作成し、都道府県柔道連盟(協会)へ配布する。(全国代表者会議にて意見あり)

(イ) カリキュラム内容の検証

A指導員、B指導員、C指導員養成講習会のカリキュラムを検討し、内容の詳細に関して、段階的学習が成立しているかの検証を開始する。

(ウ) 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度との連携

①C指導員養成講習会受講者等に対し、当該資格取得方法に関する広報活動を推進する。

②大学・専門学校等における、専門科目免除適応コースの設定、および同コース承認校の申請について準備を進める。

(エ) 都道府県へ出向いての指導者資格制度説明会

都道府県柔道連盟(協会)からの養成に応じて指導者資格制度の内容についての解説、各種手続き方法などについて、現地にて説明会を実施する。

(オ) 公認指導者ピンバッジ、ワッペンの作成(販売)

各公認指導者資格に応じたピンバッジやワッペンの販売を開始する。また全柔連講師が柔道衣に付けることができる全柔連エンブレムを準備する。

イ 公認指導者養成講習会等の開催に関する活動

(ア) 全国指導員講師研修会

都道府県の指導員講師を養成するため、全国レベルでの研修会を5月に1回行う。(5月下旬、ナショナルトレーニングセンター(東京都北区))

(イ) 指導者養成講習会の開催、および支援

①A指導員養成講習会

安全指導を徹底し、指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有したA指導員の養成講習会を、全国2地区にて開催する。

(東京 8月下旬を予定)

(福岡 11月・2月を予定)

(秋田 9月を予定)

②B指導員養成講習会

各都道府県におけるB指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バンクからの講師派遣、教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

③C指導員養成講習会

各都道府県におけるC指導員養成講習会の開催・運営を、講師の養成、講師バ

ンクからの講師派遣、教材の提供、運営費の補助、モニタリング等を通じて支援する。

④ 準指導員養成の推進

準指導員資格の取得についてさらに周知し、各都道府県における養成活動を支援する。

⑤ 更新講習会の開催（都道府県）

各都道府県における更新ポイント制度の周知、および更新講習の充実について、積極的な指導および支援を行う。

都道府県での更新手続きやポイント管理をスムーズに行うために、全柔連オンライン登録システム『講習・研修会申込管理』の活用について検討を行う。

⑥ 日仏指導者研修会の開催

平成28年度に引き続き、4月下旬に天理大学に來訪するフランス柔道指導者チームと指導法に関する研修会を開催し交流を図る。

⑦ 全日本強化スタッフの資格取得講習

全日本強化コーチ等に対し、合宿時に指導者養成講習会の講習機会を設け、指導者資格取得を支援する。

ウ 公認指導者養成講習会等の充実に関する活動

(ア) モニタリングの実施

B、およびC指導員養成講習会の実施状況を視察し、適切な指導を行うためのモニタリングを引き続き実施する。(6カ所×1名)

(イ) 教材、試験、およびレポート課題等の改善、およびデータベース化

— A～C指導員養成講習会におけるプレゼンテーション資料、試験問題例題、レポート課題例等を集約し、難易度や妥当性を検証した上で見直し、データベース化し活用する。

(ウ) 各カリキュラムにおける免除科目の設定

各指導員養成講習会における免除科目とその認定方法を決定する。

(エ) 指導員養成テキストの改訂

指導員養成テキストの定期的な改訂を行う。

(2) 「コーチ教育交流WG」

ア 海外におけるスポーツコーチ養成事業の視察・指導者を対象としたカンファレンス等の先進国1カ国へ派遣を行う(2名)。日本のコーチ養成の資料も提供しながら相互の指導者の資質向上に役立てる。

イ 国内における海外連盟コーチ養成事業関係者との情報交換や、4月に天理大学で行われている日仏交流研修会とも協力を行い講習会の開催を行う。

ウ 国内における他競技のスポーツ団体が行っているコーチ養成事業の視察を行い、コーチの資質向上のための交流や相互の情報交換を行う。

(3) 「中学校武道必修化WG」

ア 平成29年度中学校武道授業(柔道)指導法研究事業

(6月16日～18日 講道館;東京都文京区)

日本武道館との共催事業として、全国9ブロックのリーダー的中学校指導者とともに、授業における柔道指導法の研究を行い、その研究成果を実際の授業に活かせる取組みを行う。なお、平成29年度本事業は、平成28年度事業を発展させた研究協議としたい。

イ 第8回全国中学校（教科）柔道指導者研修会

（11月3日～5日 日本武道館研修センター；千葉県勝浦市）

日本武道館との共催事業として、平成26年度中学校武道授業（柔道）指導法研究事業における成果、学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引（三訂版）」、並びに全柔連発行の「授業づくり教本」・「柔道の安全指導」の内容を基本に、各都道府県の中核となる中学校柔道指導者（保健体育科担当教諭）養成の強化を目的として指導者研修会を開催する。なお「柔道を特技としない中学校保健体育科教諭」を参加対象に加える。

ウ スポーツ庁委託事業「武道等指導充実・資質向上支援事業」

都道府県柔道連盟（協会）にて中学校の保健体育授業で必要とされる授業協力者の養成を行い、コーディネーターを通して中学校へ派遣する。

また、都道府県柔道連盟（協会）公認の授業協力者を円滑に派遣するためにも、都道府県教育委員会との連携・強化を図る。更に、今までの本事業の成果をエビデンスとして、実際の授業協力者導入の効果の検証や、協力教員との授業連携分担の精査を図るための調査・モデル授業を実施していく。より中学校現場の実情に即した事業推進を目標に都道府県教育委員会と連携し調査・分析を行う。

（4）「中央指導者審査委員会」

ア 平成27年度よりB指導員・C指導員・準指導員の認定は、本連盟から都道府県へ委託して行っている。本審査委員会ではA指導者資格の審査および認定を行う。

イ 指導者資格登録の復活申請および猶予申請の審査および認定を行う。

ウ 都道府県指導者資格審査委員の審査・認定を行う。

12. 重大事故総合対策委員会の活動計画

【会議の開催】

（1）全体会議 3回（5月、9月、3月）

（2）部会 6回（随時）

【活動計画】

（1）重大事故抑止につながる教養資料を作成、整備する。また、柔道の安全指導第4版の周知、大外刈の受身段階的指導手順例、柔道練習ステップ（ガイドライン）、新たに医科学委員会、指導者養成委員会とともに作成した講習会用安全指導DVD等を全国の指導現場まで浸透するよう推進する。

（2）安全指導員と連携をとり、指導員に事故防止につながる情報を速やかに伝達させる。

- (3) ホームページに掲載されている安全指導の冊子、安全指導DVD、道場掲示資料等の周知に努め、広く競技者、保護者に安全指導の意識を徹底させる。
- (4) 広報誌「まいんど」に委員会からのお知らせ、作成した資料等を毎号掲載する。
- (5) 公認指導者に対し、オンライン化された公認指導者賠償責任保険への加入を推進する。

13. 女子柔道振興委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 4回(5月、8月、11月、2月)

【活動計画】

本委員会は、次の事項の取り組みを行う。

- (1) 女子柔道の競技者人口拡大に関する事
- (2) 女性指導者および審判員の育成と活躍に関する事
- (3) 女性の地位向上、職域拡大に関する事
- (4) その他女子柔道振興施策の実施に関する事

14. 形特別委員会の活動計画

【会議開催】

- (1) 全体会議 5回(5月、8月、10月、11月、2月)

【活動計画】

(1) 審査部会

- ア 世界形選手権大会やアジア形選手権大会等の国際形大会に小俣JUA形委員長をはじめ、役員や審査員を派遣し、IJFやJUA役員と意見交換を行うと共に、正しい形の普及、発展を図る。
- イ 審査員試験(インターナショナル試験・コンチネンタル試験)へ受験者を派遣するとともに、帯同審査員も派遣し、国際舞台で活躍できる審査員を増やす。
- ウ 今後の形競技のますますの発展のためには、審査員の育成・増員が必要であるため、形審査試験を4回(東京2回、大阪1回、福岡1回)および形審査資格保持者を対象とした研修会を3回(東京2回、愛知1回)開催し、国内審査員のレベルアップならびに審査基準に関する認識の統一を行う。

(2) 強化普及部会

- ア 強化A、強化B及び指定組の選出を全日本形競技大会終了後に行う。
- イ 世界形選手権大会及びアジア選手権大会の選考会を行う。
- ウ 全体合宿を2回、都内において行う。
- エ 世界形選手権大会前に、代表組の個別合宿と代表合宿を行う。
- オ 世界形選手権大会、アジア形選手権大会へ選手団を派遣する。

15. 総合国際対策特別委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 適宜回

【活動計画】

- (1) I J Fでは、2017年1月より審判規定を改正し、試験的に導入している。また、世界ランキング制度や大会運営の改善策に関しても積極的な議論が行われている。これらはブダペストの世界選手権大会終了後に行うI J F理事の間での会議で再検証され、2020年の東京オリンピックに向けたルール、大会運営方法を決定していくこととなる。引き続きI J F理事である山下委員長を中心に柔道がより広く世界的に普及、発展し、ひいては東京オリンピックを成功裏に開催できるよう、議論やロビー活動、意見交換等を行っていく。上記の実現に向け、必要に応じて本委員会を開催し、委員の意見を取りまとめる。
- (2) I J F理事や主要国から寄せられる要請等について、その必要性や重要性を慎重に分析し、適切に対応していく。
- (3) 上記の活動と並行し、今後本連盟を代表しI J F、J U Aに於いて役員ポストを獲得し、国際舞台で活躍していくことの出来る人材を中長期的に育成する。

16. 柔道MINDプロジェクト特別委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 2回
- (2) 部会 5回
- (3) 都道府県柔道MIND担当者会議 6回

【活動計画】

- (1) 全体会議
これまでの「柔道MIND」の活動を総点検し、今後の活動方針を決定する。
- (2) 都道府県柔道MIND担当者会議
未実施の6ブロックで、都道府県の柔道MIND担当者を集めた担当者会議を行う。

17. 視柔連連携特別委員会の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 4回（四半期に1回開催）

【活動計画】

- (1) 2020年東京パラリンピックに向けた選手強化を共催するなどの支援
視柔連の実施する強化合宿に指導者等を派遣し、競技力向上を図る。
また、2016年リオデジャネイロ・パラリンピック等の試合映像を分析・解析し、

強化方針の策定や選手対策に役立てる。

(2) 視覚障害者の柔道選手の発掘・育成支援

全国高体連、日本中体連等の組織の協力を得て、情報交換をするなど、新たな有力選手の発掘・育成を図る。

また、健常者柔道団体と連携し、事業・イベントでの啓発活動を図り、視覚障害者の柔道の理解を広める。

18. 全国少年柔道協議会（少柔協）の活動計画

【会議の開催】

- (1) 全体会議 1回（7月）
- (2) 中央委員会 2回（9月、11月）
- (3) 中央委員会WG 3回（5月、10月、2月）

【活動計画】

(1) 基本認識

柔道が置かれた環境は、少子化社会の中で多様化する他の種目との競合や、取り組みの低年齢化など、厳しい現実と向き合っている。また、これまで柔道とは縁がない父兄や子供達にとって、柔道に対する取っ付きにくい印象は根強い。

一方、避けがたいグローバル化の流れの中で、次代を担う子供達が柔道の『三育』を通じて日本の精神文化の一端に触れることは、人づくりの基本的な素養となる。

(2) 普及活動

ア 都道府県単位の少年柔道教室の開催

全国の都道府県（協会）から「少年柔道教室」等の開催計画の提出を受け、講師派遣、会場借上、地元指導者などによる運営補助などの柔道教室開催経費を支援することにより、日常の柔道の取り組み改善につなげる。

イ 全国の掘り起し活動の先駆的グループ・地域との連携強化、ノウハウの吸収・普及活動への反映。

ウ 試行的に、学校単位、学年単位等の出張講演・教室を開催し、広く一般の小学生に柔道の知られていない魅力を伝える。

(3) 指導充実WG，試合のあり方WG

全国からのアンケート回答や少柔協に寄せられた声など、提起された課題の内容分析を行い、少柔協としての方策や成果物への集約を行う。